

明治期の東京養育院入所児童

松 本 園 子

(2000年11月19日受理)

【キーワード】 棄児、迷児、遺児、窮民、行旅病人

はじめに

東京の養育院^(註1)は、明治初期に創立された巨大な公立社会事業－社会福祉施設であり、独立した行政機構でもあった。1872(明治5)年東京府の管理下に設立、1890(同23)年より東京市、1943(昭和18)年より東京都當、戦後は主として老人福祉部門の組織として存続した。1997(平成9)年、東京都の組織改正により、養育院、福祉局、衛生局の高齢者部門が統合されて高齢者施策推進室が発足し、養育院の諸施設はその所管となった。2000(平成12)年4月1日をもって「東京都養育院条例」も廃止され、ここに東京養育院は120年有余の歴史を閉じた。

東京養育院においては、設立当初から成人とともに児童の収容保護が行われ、やがて児童のための施設が別置され、それらは戦後、児童福祉施設として東京都民政局に移管された。すなわち、児童自立支援施設萩山実務学校の前身は1905(明治38)年開設の養育院井之頭学校であり、児童養護施設石神井学園(2000(平成12)年より、東京都社会福祉事業団に移管)の前身は1909(明治42)年開設の養育院巣鴨分院である。

筆者はかつて、明治期から行われていた東京養育院における入所児童の院外家庭委託について、また1933(昭和8)年、養育院本院内に開設された乳幼児施設＜養育院育児室＞について検討し、これらにより、養育院における児童保護の一端を知ることができた。^(註2)以来、その全体像を明らかにすることを自らの課題としていた。それは、以下の理由からである。

第一に、東京養育院という著明な巨大施設について、その全体的動向は『養育院百年史』等により明らかになっているが、個々の現場で行われた保護の実際については、詳細な検討はなされていないことである。

筆者の当初の関心は、東京養育院自体ではなく、戦前育児施設における院外家庭委託全般であった。その具体例を養育院に求めて史料を読み始めたのであるが、その中で、養育院が明治初年以来、最底辺の子どもたちを受け入れつつ、処遇の改善に取り組み、児童保護の実際についての豊富な内容をもっていることに着目した。東京養育院の児童保護の実際を明らかにできれば、我が国の児童福祉史研究に資すること大であろう。

第二に、東京養育院が公立施設であったことである。筆者は、社会福祉の公的責任を果たす為に、公立施設の役割は重要であると考える。しかし、今日、このことがゆらぎ、全国的にも、東京都においても従来の公立施設が次々に民営化されてきている。東京養育院史研究

表1 東京養育院新規入院者種別（明治5～44年）

年 度	窮 民	行旅病人	棄 児	遺 児	迷 子	感化生	計 (人)
1872 (明5)	313						313
1873 (6)	493						493
1874 (7)	667						667
1875 (8)	572						572
1876 (9)	370						370
1877 (10)	292						292
1878 (11)	403						403
1879 (12)	576						576
1880 (13)	582						582
1881 (14)	444						444
1882 (15)	168						168
1883 (16)	42	140					182
1884 (17)	21	163					184
1885 (18)	45	115	13	6	10		189
1886 (19)	57	324	71	22	10		484
1887 (20)	72	145	30	5	5		257
1888 (21)	61	151	31	1	12		256
1889 (22)	105	219	55	11	6		396
1890 (23)	255	330	135	40	47		870
1891 (24)	182	404	99	32	47		764
1892 (25)	117	392	144	46	28		727
1893 (26)	104	293	91	26	33		547
1894 (27)	89	305	88	33	39		554
1895 (28)	139	354	41	33	30		597
1896 (29)	121	271	49	15	29		485
1897 (30)	153	272	37	13	28		503
1898 (31)	156	340	65	31	35		627
1899 (32)	167	342	46	15	31		601
1900 (33)	144	429	38	10	22	81	724
1901 (34)	138	601	61	11	46	25	882
1902 (35)	145	838	67	21	47	5	1123
1903 (36)	195	1245	96	39	90	16	1681
1904 (37)	137	1194	104	63	118	7	1623
1905 (38)	106	1061	118	33	111	83	1512
2 1906 (39)	113	1352	110	29	125	15	1744
1907 (40)	162	1454	162	23	153	44	1998
1908 (41)	172	1670	163	55	193	100	2353
1909 (42)	133	1483	152	28	134	68	1998
1910 (43)	126	1422	85	12	147	97	1889
1911 (44)	151	1488	88	31	143	104	2005

「養育院六十年史」(東京市養育院、1933)により作成

を通じて、公立社会福祉施設の存在意義を再考してみたい。

さて、現在、筆者は共同研究「日本における社会福祉施設の歴史的研究」^(註3)に加わり、「東京養育院における児童処遇」を分担テーマとしている。まず巣鴨分院設立以前、すなわち初期養育院の児童処遇についての検討を始めており。本稿はその一環である。ここではこの時期の入所児童の動向、傾向についての検討し、処遇研究の前提としての対象研究を行いたい。

I. 入所児童の全体的動向

(1) 収容者の種別

東京養育院は収容者を窮民、行旅病人、棄児、遺児、迷児、感化生の六種に分けており、これらは以下のように定義されている。(明治40年度東京市養育院第36回報告)

窮民とは市内に二箇年以上原籍又は寄留籍を有するものにして、老衰、不具、廢疾、重傷、疾病、其他の理由に依り自活し能はざるに至りしものを云ふ、是は本院基金の利子により救助するものとす。

行旅病人とは、行旅病者法に依りて救護を要する者にて、本院は府の依嘱により費用を受け収容す。

棄児とは、路傍又は人家の側に棄てられたるものを云ひ、遺児とは両親の死亡其の他の原因により取り遺されたるものをして、迷児とは路頭に迷ひ居たる児女にして、扶養義務者の未だ発見せざるもの云ふ、但し迷児は一箇月を経過したるときは棄児に編入す、以上何れも東京府下又は当市内に限れり、是れも亦市の命令に依りて収容するものとす。

感化生とは、不良少年又は不良の虞あるものにして感化法に依り収容するものとす。

以上の分類は、要するに救護の法的根拠、あるいは救護の費用の出所による区分である。「窮民」は、養育院の資金により救護する開設当初からの対象者であり、「行旅病者」は「行旅病人及行旅死亡人取扱法」(1899(明治32)年)以前の1883(明治16)年から、東京府の委託により受け入れた。棄児、遺児、迷児は「棄児養育米給与方」(1871(明治4)年、太政官達)に該当する児童であり、「感化生」は「感化法」(1900(明治33)年)により収容された児童である。

(2) 新規入院児童数

開設以来、明治期の毎年の種別入院者数は表1のとおりである。このうちの“児童”的はどのようであったか。

まず、棄児、遺児、迷児は上記の事情で収容され、棄児費支給(棄児養育米給与方による)の対象である満13歳(後述のように、年齢は多くの場合推定)迄の児童である。

東京養育院は当初は棄児の受け入れを直接おこなうことはなかった。棄児が発見されると、拾い上げられた区の責任で処理が行われていたが、次第に、各区から養育院に保護の要請がなされ、区からの入院料をうけて受け入れるようになった。ついで1885(明治18)年より、養育院が直接棄児の受け入れをするようになったのである。遺児、迷児も同様である。これらの新規入院数は、年によって異なるが、明治30年代後半に棄児、迷児の収容が

表2 東京養育院における新規入院の窮民、行旅病人中の児童数（明治5、34～44年）

年 度	新規入院窮民中の児童、若年者				新規入院行旅病人中の児童、若年者			
1872(明5)	1～10歳 15／11～15歳 82／ 計 97人							
1901(34)	1～9歳 11／10～19歳 5／ 計 16人				1～9歳 30／10～19歳 61／ 計 91人			
1902(35)	〃 11／ 〃 28／ 計 39人				〃 43／ 〃 100／ 計 143人			
1903(36)	1～15歳 37／16～20歳 9／ 計 46人				1～10歳 93／11～20歳 156／ 計 249人			
1904(37)	1～13歳 21／14～20歳 22／ 計 43人				1～13歳 103／14～20歳 112／ 計 215人			
1905(38)	〃 13／ 〃 19／ 計 32人				〃 85／ 〃 121／ 計 206人			
1906(39)	〃 25／ 〃 23／ 計 48人				〃 109／ 〃 162／ 計 271人			
1907(40)	〃 42／ 〃 28／ 計 70人				〃 154／ 〃 165／ 計 316人			
1908(41)	1～10歳 36／11～17歳(男)3／ 11～15歳(女)9／ 計 48人				〃 179／ 〃 185／ 計 364人			
1909(42)	1～13歳 21／14～20歳 24／ 計 45人				〃 148／ 〃 149／ 計 297人			
1910(43)	〃 31／ 〃 28／ 計 59人				〃 178／ 〃 146／ 計 324人			
1911(44)	〃 67／ 〃 12／ 計 79人				〃 97／ 〃 52／ 計 149人			

年齢は数え年である／東京市養育院年報、養育院六十年史により作成

急増しており、日露戦争前後の生活不安を反映しているものと思われる。

感化生は感化法により、東京養育院感化部に収容された児童であり、年により新規入院数にバラツキがあるが、明治末に急増している。

次に、窮民、行旅病人のなかにも、相当数の児童が含まれている。それを示すものが表2である。年報等に入院時の年齢区別入数が記載されている年度について、その年少者分をとりだしたものである。年齢はこの場合「数え年」である。^(註4)

ここにみられる年齢区分の方法は年度によって異なる。これらの区分の意図は必ずしも明確ではないが、東京養育院においては、数え20歳ぐらいまでを成人とは区別して扱う対象にしていたことが窺える。

東京養育院の収容対象は当初、東京府内に本籍のあるものに限定されていたが（窮民）、1883（明治16）年より、他府県から流入し、府内で困窮して行き倒れる行旅病者の収容を

始める。行旅病者の入院は多く、新規入院者の過半を占めるようになり、とくに明治30年代後半には毎年千人以上が入院しており、このなかに多くの子どもが含まれている。

（3）年末現在収容児数

入院後の異動は多い。様々な出院があったし、行旅病人や、乳児の棄て子などは、入院後の死亡がかなりあった。迷児として入院し、一ヶ月後に棄児に変更されるものもあったし、棄児のまま養育院で満13歳を迎える、窮民に編入されるものもあった。表3は、種別に示した各年度末在院者数である。

表4は、各年末現在の収容児童数（1～14歳）である。明治30年代後半に児童数が急増していることがわかる。また、病気や障害をもつ子どももかなり収容されており、その数も明治30年代後半に増加していることがわかり、児童施設別置の必要の施設上の事情がうかがえる。

II. 棄児の状況

本稿末尾に付した資料Aは、東京都公文書館所蔵の東京市の三種類の「棄児名簿」（明治20～35年分）から作成した棄児の状況である。棄児のほとんどは東京養育院に収容されている。

東京市内、16年分、303名の棄児の状況は、ひとつひとつは簡単であるが当時の状況を知りうる貴重なデータである。表5は資料Aにより作成したその概況である。

なお、東京養育院における毎年の収容棄児数は表1にみられるとおりでありこの16年間について入院棄児数は計1077名である。資料Aの棄児ケース数はその三分の一である。^(註5)したがって、資料Aは棄児全体の動向を示すものとはいえないが、およその傾向をつかむことはできるだろう。

（1）性別

1887～1902（明治20～35）年の16年間の棄児303名のうち、6割が男児である。この点については、別の機会に検討したい。なお、性別は、原本には記載がないが、筆者が氏名により判断して加えたものである。この氏名は、大部分は拾い上げ地の管轄警察署で、例えば上野駅で拾われたので“上野駅太郎”といった調子で命名されたものであり、女児の名はひらがな二文字、男児は漢字、と性別が明確である。

（2）年齢

拾い上げ時、あるいは養育院収容時の年齢は、推定1か月未満が8.3%、推定1か月以上1歳未満が41.9%で、0歳児が5割である。推定1, 2歳が19.5%、3～5歳が16.2%、6歳以上が13.2%である。

この満年齢は、原本記載の生年月日から筆者が算出して加えたものである。この生年月日も拾い上げ地の警察署が子どもの年齢を推定し、そこから逆算していわば適当に決められた

表3 養育院年度末現在者種別（明治5～44年）

年 度	窮 民	行旅病人	棄 児	遺 児	迷 子	感化生	計 (人)
1872 (明5)	245						245
1873 (6)	256						256
1874 (7)	356						357
1875 (8)	396						396
1876 (9)	389						389
1877 (10)	341						341
1878 (11)	370						370
1879 (12)	373						473
1880 (13)	489						489
1881 (14)	347						347
1882 (15)	172						172
1883 (16)	144	28					172
1884 (17)	114	41					155
1885 (18)	128	41	9	4	4		186
1886 (19)	124	61	55	12	7		259
1887 (20)	143	42	56	13	1		255
1888 (21)	152	53	63	7	1		276
1889 (22)	171	81	77	11	5		345
1890 (23)	167	81	140	31	15		434
1891 (24)	200	129	146	39	8		522
1892 (25)	215	125	131	68	9		548
1893 (26)	210	104	166	75	4		559
1894 (27)	215	97	192	82	5		591
1895 (28)	230	79	173	71	5		558
1896 (29)	232	78	141	64	4		519
1897 (30)	247	107	125	60	7		546
1898 (31)	252	108	129	67	8		564
1899 (32)	251	120	141	49	8		569
1900 (33)	270	133	147	49	7	49	655
1901 (34)	283	234	179	55	4	48	803
1902 (35)	277	318	184	53	12	38	882
1903 (36)	294	491	211	59	20	35	1110
1904 (37)	286	508	233	84	57	30	1198
1905 (38)	282	557	275	101	47	63	1325
6 1906 (39)	272	601	293	95	61	63	1385
1907 (40)	288	710	346	80	67	89	1580
1908 (41)	296	685	390	108	59	153	1691
1909 (42)	309	626	448	108	47	178	1716
1910 (43)	312	718	437	102	57	237	1863
1911 (44)	342	832	433	97	79	235	2018

「養育院六十年史」（東京市養育院、1933）により作成

表4 養育院各年末児童数と児童の状態 (明治14~44年)

年	1~6歳(数え)						7~14歳(数え)						1~14歳 (数え) 計
		虚弱	不具	盲目	疾病	幼弱		虚弱	不具	盲目	疾病	幼弱	
1881(明14)	41	—	—	2	1	38	30	—	3	1	4	22	71
1882(15)	19	—	—	—	2	17	23	—	2	1	1	19	42
1883(16)	11	—	—	—	1	10	22	—	1	1	2	18	29
1884(17)	11	—	—	—	—	11	24	—	—	1	1	22	35
1885(18)	9	—	—	—	—	9	26	—	—	—	—	26	37
1886(19)	17	—	—	—	—	17	18	—	—	—	—	18	35
1887(20)	13	—	—	—	—	13	12	—	—	1	2	9	25
1888(21)	11	—	—	—	1	10	8	—	—	1	1	6	19
1889(22)	11	—	—	—	2	9	13	—	—	1	2	10	24
1890(23)	21	—	—	—	9	12	18	1	1	1	9	6	39
1891(24)	192	1	—	—	27	164	62	1	2	—	37	22	254
1892(25)	128	6	4	2	27	89	98	8	5	7	33	45	226
1893(26)	134	—	5	2	13	114	89	9	6	1	26	47	223
1894(27)	148	—	—	—	5	143	113	—	2	2	2	107	261
1895(28)	137	—	1	2	7	127	105	—	5	1	17	82	242
1896(29)	120	—	—	2	7	111	140	—	10	2	8	120	260
1897(30)	102	—	1	1	3	97	143	—	11	4	15	113	245
1898(31)	114	—	—	3	6	105	159	—	9	7	10	133	273
1899(32)	127	—	4	1	4	118	163	—	8	3	4	148	290
1900(33)	131	—	—	—	7	124	147	—	10	8	20	109	278
1901(34)	115	3	2	—	—	110	189	13	5	5	5	161	304
1902(35)	140	5	—	—	1	134	206	15	7	8	3	173	346
1903(36)	242	11	—	—	20	211	223	3	15	12	9	184	465
1904(37)	307	8	1	1	19	278	286	8	15	5	13	245	593
1905(38)	316	27	1	1	16	271	332	13	13	3	11	292	648
1906(39)	404	35	—	—	28	341	300	55	17	2	17	209	704
1907(40)	443	80	1	2	95	265	349	48	6	1	189	105	792
1908(41)	491	36	3	—	55	397	363	35	4	4	49	271	854
1909(42)	564	32	—	—	77	455	362	52	7	3	42	258	926
1910(43)	551	17	3	—	15	516	433	23	8	6	12	384	984
1911(44)	226	4	1	—	11	210	211	2	8	1	8	192	437
	1~6 歳	虚弱	不具	盲目	疾病	幼弱	7~ 14歳	虚弱	不具	盲目	疾病	幼弱	合計

日本帝国統計年鑑(第1回~31回)により作成

ものであろう。年齢推定の根拠は子どもの状態（体格や言語の発達など）や、子ども自身の申告であったろうが、中には後に親元がわかり、実際の生年月日が記されているものがあり、当然ながら推定生年月日とはかなりのずれがある。

（3）拾い上げ時の状況

棄児名簿原本には、資料AのD18（1902（明治35）年6月、拾い上げ時推定年齢5歳）の男児に次のような注記が付されており、置き去りにされた幼児の憐れな情景が目に浮かぶ。

龜井橋際ニ佇立シ居ルニ父母名前及住居地等モ知ラズ 察スルニ棄放シタルモノト思
料シ發見人□□○○ヨリ届出ニ依リ区長ニ於テ命名シ養育院へ送院シタル旨報告

4～5歳以上にもなってからの棄児（迷児からの変更が多い）であれば、棄てられた背景や事情をある程度話す子どももある。しかし、ものいえぬ乳児の棄児の場合は、資料Bの事例3のように親の手紙が付いているような場合を除いて、棄てられたという事実が在るのみであり、背景は想像するより他はない。日露戦争後の不景気は人々の生活を苦しめ、棄児は増加した。棄児は発見されれば養育院に送られたが、以下の短評に述べられているように、発見時すでに実に悲惨な状態にあった。

棄児の惨状…本年に入りて五箇月間に収容したる棄児は男十七人、女十八人にして合計三十五人の多きに達せり、是等は或は人家の軒下に或は物置場に或は山林又は路傍に棄てられたるもありて、当時の状態は何れも慘憺を極め肉削げ顔蒼ざめ、口の尖れる眼の鋭き、生後二三箇月のものと雖も宛然小児には非らざるかと疑はるる程にて見るだに浅ましき状態なり、この惨劇の続々現出するは社会の為め痛哭すべき事柄と云ふべし

東京市養育院月報64号 明治39.6

III. 収容児童の入院事情

東京市養育院月報（1901（明治34）年3月創刊、以下「月報」と略記）の「院報」欄には、収容者の個々の収容事情が豊富に掲載されている。その多くは、収容時の聞き取りの記録であり、子どもの気持ちも含めてよく状況のわかる貴重な資料である。記事は無署名であるが、内容から、多くは養育院幹事安達憲忠の執筆によるものと思われる。資料Bはこれらの一部を収録したものである。

月報記事から読み取れる入院事情は、皆複合的である。直接の収容理由は、棄児、迷児、遺児のほか、浮浪、行き倒れなどであるが、これらを生み出した背景には、まず貧困があり、父母の病気や死がある。ここから児童労働を余儀なくされ、そこで虐待、酷使を受け、逃げ出して浮浪したり迷児になったものがある。貧困は家庭不和や子どもの虐待、放任をうむ。凶作や災害は貧困に拍車をかけるし、子どもが障害をもっている場合困難は増す。

これらの問題について、事例に即して、検討してみたい。

（1）貧困

入院ケースは、どれも例外なく「貧困」であるが、貧困を直接の入院理由とするのは次の

表5 補児の状況（東京市、明治20～35年）

①本稿末尾の資料A 明治期東京市の補児の状況（史料『市部補児名簿』、『自費養育・
補児名簿』）により作成

②拾い上げ時の年齢は原本記載の推定生年月日により筆者が算出した満年齢である。

但し、原本に生年月日ではなく、推定年齢（数え年）が記載されている場合は、1
歳マイナスして満年齢に換算した

年 次	補児数	性 別			拾い上げ時、又は収容時の推定年齢						
		男	女	不明	1か月未満	~1歳未満	1~2歳	3~5歳	6歳以上	不明	
1887~1889 (明20~22)	9	4	5	-	3	6	-	-	-	-	-
1890 (明23)	26	13	12	1	4	19	3	-	-	-	-
1891 (24)	19	10	8	1	-	11	7	1	-	-	-
1892 (25)	12	4	8	-	2	9	1	-	-	-	-
1893 (26)	26	17	9	-	4	12	5	2	1	2	
1894 (27)	27	14	13	-	-	14	7	6	-	-	
1895 (28)	16	9	7	-	1	9	4	1	-	1	
1896 (29)	10	8	2	-	-	4	3	3	-	-	
1897 (30)	14	8	6	-	1	5	1	4	3	-	
1898 (31)	25	20	5	-	-	8	9	6	2	-	
1899 (32)	18	11	7	-	-	4	4	6	4	-	
1900 (33)	10	5	5	-	1	2	1	3	3	-	
1901 (34)	40	25	15	-	5	9	4	8	14	-	
1902 (35)	51	34	16	1	4	14	11	9	13	-	
1887~1902 (明20~35)年 計 / %	303 100	182 60. 1	118 38. 9	3 1. 0	25 8. 3	126 41. 6	60 19. 8	49 16. 2	40 13. 2	3 1. 0	

のような場合であった。

- ①1905（明治38）年1月、窮民として幼児三人がきょうだいで入院。父親が死に、母親と六人の子どもが遺された。下の三人の養育院収容を願い出、許可。〈月報48号 明38.2〉
- ②1906（明治39）年4月、行旅病人として母親と子ども三人（6歳、4歳、3歳）で入院。父親の病気入院により貧困に陥る。四児のうち、上のひとりを施設に託し、母と幼い三児で生活していたものの、家賃滞りにより立ち退き、路頭に迷う。〈月報63号 明39.5、資料B－事例1〉
- ③1906（明治39）年8月、窮民として母親と子ども二人（7歳、3歳）で入院。父親の病気により貧困に陥り、子どもは一人は病氣、一人は病弱。一家四人の収容を願い出たが、母子のみ収容。父親はまもなく死亡した。〈月報68号 明39.10〉
- ④1907（明治40）年2月、行旅病人として父母、子ども（10歳、8歳、4歳、2歳）を収容。父親の眼病により貧困に陥る。父親の失明に至り、一家で保護を出願。〈月報73号 明40.3〉
- ⑤1907（明治40）年4月、行旅病人として送致された8歳の児童。父親は病氣がちで貧困。母親は失踪。幼いきょうだいで留守番中、いろいろから火事をおこしかけ、火傷。〈月報74号 明40.4、資料B－事例2〉
- ⑥1907（明治40）年6月、行旅病人として父親、子ども三人（14歳、8歳、2歳）で送致される。母親の看病、長女の病気により貧困に陥り、母親の死後父親も病床に。子ども五人のうち、一人は奉公に、一人は知人に託し、父と病氣の長女、幼い二人で入院。〈月報77号 明40.7〉
- ⑦1907（明治40）年11月、行旅病人として母親（妊娠中）と子ども三人（7歳、4歳、2歳）で送致される。家計が苦しく、父親が出来心で罪を犯し送検。貧困に陥り、四人の子どものうち長男は鍛冶職に預け、母と幼い三児で入院。〈月報82号 明40.12〉
- ⑧1908（明治41）年7月、窮民として乳児収容。母親の前夫は六人の子どもを遺して死亡。その後、父親との間に本児が生まれたが、その父も死亡。兄、姉たちが働いているが、賃金は少なく貧困。〈月報89号 明41.7〉

以上八例から、父親の何らかの故障（死、病氣、送検）が、それまで貧しいながら何とか維持されていた家庭をいとも簡単に要救護状態に陷入させたことがわかる。明治の東京で、地縁血縁の扶けもなく暮らす家族の危うさと、妻が夫の代わりに生活を支えることが全く出来ない、女性がおかれた無力な状態を示している。

（2）父母の死

10 父母を失い孤児となり、その後様々な経過があつて養育院に収容されるに至る次のような子どもたちがいた。

- ①1906（明治39）年8月、行旅病人として送致された11歳の少年。埼玉県生まれ。父母、祖母に死別し、叔父宅に引き取られたが、居辛く、家出し上京。浮浪し、乞食をなす。〈月報66号 明39.8〉
- ②1906（明治39）年9月、不良少年として送致された12歳の少年。横浜市生まれ。父母に死別し、親戚に引き取られた後、奉公に出るも奉公先が破産。戻った親戚方より放逐され

- て浮浪し、乞食とかっぱらいにより捕らわれる。<月報68号 明39.10>
- ③1906（明治39）年10月、送致された13歳の浮浪の少年。埼玉県生まれ。3歳の時継父、実母に伴われて上京。8歳で父、11歳で母と死別。引き取る親戚も無く、浮浪し、かっぱらいの子分となる。<月報69号 明39.11>
- ④1907（明治40）年5月、迷児として送致された8歳の女児。名古屋市生まれ。父には幼い時死別し、母にも本年死別した。兄に引き取られたが、兄は本児を伴って上京し、神田区内に遺棄。<月報75号 明40.6>
- ⑤1907（明治40）年6月、行旅病人として送致された13歳の少年。実母に9歳で死別。父が病気になり、継母失踪。父はその後死に、本児は病気。<月報79号 明40.9、資料B－事例4>
- ⑥1907（明治40）年10月、迷児として収容された8歳の女児。浜松生まれ。父母に死別し、兄は奉公、本児は叔父宅に引き取られたが…。<月報81号 明40.11>
- ⑦1907（明治40）年収容の12歳の浮浪児。山梨県生まれ。9月の大洪水で両親を失い、浮浪しつつ上京し、浅草公園を徘徊中保護。<月報82号 明40.12>
- ⑧1909（明治42）年収容。10歳。大阪生まれ。幼いとき父母に死別。伯母に連れられて上京するも、虐待されて逃げ出し、乞食の子分となる。<月報97号 明42.3、資料B－事例5>
- ⑨1909（明治42）年9月、迷児として送致された7歳女児。幼いとき他家へ貰われたが、養父は死亡。家計苦しく、養母は本児を遺棄して失踪。<月報103号 明42.9>

父母の死は確実に子どもを不幸にする。水害で一家を失った⑦の少年のように、ただちに天涯孤独となるものもあるが、多くは、一旦は親族に引き取られる。しかし、その親族もけしてゆとりのある生活をしているわけではなく、子どもにとって安住の場とはならないことが多い。①②⑧のように、親族方で虐待され、あるいは居辛く、逃げ出し浮浪し、養育院収容に至るものがある。また、④のように、遺棄されてしまうものもあった。

（3）家族の問題

以下の例のように、もっぱら親の身勝手、性格上の問題などから、子どもの養育が放棄され、あるいは虐待が行われ、養育院収容に至るものもある。こうした親の問題行動の背景には、やはり様々な社会的要因が存在するのであろうが……。

- ①1907（明治40）年10月、迷児として送致された13歳の少年。山梨県生まれ。父の放蕩により家産が傾き、家庭崩壊。父より放逐され、浮浪。<月報80号 明40.10、資料B－事例6>
- ②1908（明治41）年4月、行旅病人として送致された16歳の少年。父親が外地勤務中に母親死亡のため、叔父方に引き取られ育てられた。父の帰京後親元に戻ったものの、他家に奉公にだされ、辛さに堪えかね失踪、浮浪。<月報86号 明41.4>
- ③1908（明治41）年7月、準行旅病人として送致された少年。本籍栃木県。実母からの虐待に耐えられず、家出し上京。馬車会社、曲馬師の弟子などを経て浮浪。<月報89号 明41.7>
- ④1908（明治41）年11月、迷児として送致された8歳の女児。母親とは3歳で生別。銀行

員だった父は、いかなる事情か職を辞め、本児を伴って旅した末に遺棄。<月報94号 明41.12>

- ⑤1909（明治42）年9月、迷児として収容された13歳の少年。郷里は群馬県高崎市。実母に死別。父と継母が失踪し、父を尋ねて上京の途中、飢餓に苦しみ保護される。<月報103号 明42.9>

（4）児童労働

明治期、貧しさゆえに、子どもは奉公にだされた。あるいは、売られた。こうした幼い労働が、明治の日本の産業を支えた役割は小さくない。しかし、児童労働の場では、すさまじい酷使、虐待があった。そこから逃げ出し、あるいは放出され、養育院に収容保護された以下の如き事例がそれを物語っている。

- ①1902（明治35）年6月、送付された7歳の男児。群馬県前橋生まれ。養父が死亡し、角兵衛獅子に売られる。虐待、酷使された末、病気になり棄てられる。<月報17号 明35.7、資料B－事例7>
- ②1902（明治35）年7月、迷児として送付された12歳の少女。東北生まれ。家は貧しく、水戸へ奉公に。奉公地の戸外で誘拐され、東京へ連れてこられたが、上野の混雑ではぐれた。<月報18号 明35.8>
- ③1905（明治38）年1月、行旅病人として送付された16歳の少女。幼いとき父母に死別。子守奉公にでていたが、15歳のとき村に来た女工募集人に売られ、埼玉県の機屋へ。酷使、虐待により、病気となり、放逐され東京に迷い来る。<月報47号 明38.1、資料B－事例8>
- ④1906（明治39）年1月、迷児として送付された8歳の男児。父は人力車夫。4歳のとき母は失踪し、継母を迎え、6歳より人形屋へ奉公に出される。そこで、酷使の末放逐され、彷徨する。<月報61号 明39.3>
- ⑤1906（明治39）年5月、準行旅病人として送致された12歳の少女。群馬県生まれ。養家で育ち、8歳から子守奉公へ。その後、養父は本児を女郎屋へ売ろうとしたが、買手がなかったため、本児を遺棄。<月報64号 明39.6、資料B－事例10>
- ⑥1906（明治39）年9月、迷児として送致された9歳の男児。父親の死後、家計苦しく、本児と弟は角兵衛獅子の親方に売られ、虐待酷使を受ける。<月報66号 明39.8>
- ⑦1906（明治39）年11月、準行旅病人として収容された11歳の男児。宮城県生まれ。凶作のため父母は本人を埼玉県の紡績会社に送ったが、本児はそこを去って上京し、浮浪。<月報70号 明39.12>
- ⑧1906（明治39）年10月、準行旅病人として収容された11歳の女児。宮城県生まれ。凶作のため埼玉県下の機屋に売られたが、そこでの酷使に耐えかね、逃げ出し、彷徨中を保護。<月報70号 明39.12、資料B－事例10>
- ⑨1907（明治40）年3月、準行旅病人として収容された12歳の男児。山形県生まれ。貧困のため売られ、東京へ連れてこられた。荒物店に奉公させられたが、商店に不向きと放逐され、泣く泣く徘徊中を保護。<月報73号 明40.3、資料B－事例11>
- ⑩1908（明治41）年9月、準行旅病人として収容された、15歳と13歳の二少女。何れも山形県生まれ。貧困のため、紡績会社に奉公しようと思い、年長女性に伴われ上京したも

のの、横浜で置き去りにされ、止むを得ず市中で子守奉公。待遇に耐えかね、逃げ出して行き倒れ、保護される。〈月報92号 明41.10〉

⑪1909（明治42）年2月、準行旅病人として送致された16歳の少女二人。兩人とも青森県生まれ。誘拐され、東京へ連れてこられてあちこち引きまわされた結果、置き去りにされる。〈月報96号 明42.2〉

⑫1909（明治42）年7月、送致された15歳の少女。茨城県生まれ。継父との折り合い悪く、13歳で紡績会社に奉公。実母の死後、会社を逃亡し、銘酒屋に奉公。悪漢に誘拐され、弄ばれ、性病に感染し放逐される。〈月報101号 明42.7〉

⑬1907（明治40）年10月、迷児として送致された8歳の男児。父は6歳の時死亡し、7歳のとき母は他の二人の兄弟を連れて失踪。取り遺された本児は鮨屋に奉公し、虐待される。〈月報80号 明40.10、資料B一事例12〉

⑭1908（明治41）年6月、準行旅病人として送院された15歳の少年。神奈川県生まれ。11歳のときから奉公に出されたが、耐えられず、家にも居られず、家出し東京をめざして浮浪し保護される。〈月報88号 明41.6〉

⑮1909（明治42）年1月、迷児として収容された8歳の子ども、母親は死別、父親は満州在、姉は奉公、本人も奉公したが、奉公先から遺棄された。〈月報95号 明42.1〉

⑧のように虐待・酷使から逃げ出し、浮浪した末養育院に保護された子どもがいる。また、①③は酷使の結果、病気になり、役にたたなくなつたと棄てられ、路頭に迷い、保護された子どもである。⑨⑪のように、役にたたないからと、故郷から遠く離れた東京の街に追い出された子ども、買手が付かないからと養父から棄てられた⑤のような子どもがいる。

これらの子どもたちは、ともかくも児童労働の場から離れ、養育院に収容保護されたわけである。しかし、当時夥しい子どもたちが、同様に酷使されていたと推察される。逃げなかつた、あるいは逃げられなかつた多くの子どもたちのその後はどのようなものであったろうか。

おわりに

以上、明治期に東京養育院に収容されたのは、どのような子どもたちであったのかについて、いくつかの角度からみてきた。辛い経験の中で、心身に傷を負った孤独なこの子どもたちに、養育院がどんな場を用意し、どのような保護、教育を行つたか、それが子どもたちにとってどのような意味をもつてゐたであろうか。それが次の検討課題である。養育院における処遇の実際についての検討は、別稿で行うこととした。

註

註1) 東京の養育院の名称は「養育院」であり、「東京」はつかない。多くのはあい、「養育院」と呼ぶことで、東京の養育院を意味することが了解されている。しかし、我が国には他に京都の「平安養育院」、長野の「大勧進養育院」、長崎の「浦上養育院」など「養育院」の名をもつ施設がいくつか存在してきた。これらも地元では単に「養育院」と呼ばれることが多く、誤解、混同の生じるおそれがある。したがつて、正確を期すために

設置主体名を付け「東京府養育院」「東京市養育院」「東京都養育院」と記し、全時代を通した呼称としては「東京養育院」を使用する。

註2) 東京養育院における児童処遇に係わる拙稿に以下のものがある。

松本園子「社会的養護の方法としての里親制度の検討（2）－戦前育児施設における院外委託の状況」淑徳短期大学研究紀要25号、1986.3

松本園子「社会的養護の方法としての里親制度の検討（3）－養育院育児室における児童処遇と院外家庭委託」淑徳短期大学研究紀要27号、1988.3

松本園子「東京養育院育児室における児童処遇」『社会福祉実践史の総合的分析・昭和63年度科学研究費補助金（総合研究A）研究成果報告書』（研究代表者宇都栄子）、1989.3

註3) 平成12年度文部省科学研究費補助金 基盤B（1）代表者大阪府立大学・土井洋一

註4) 当時、年齢は誕生の年を一歳（当歳）とし、翌年から正月ごとに歳をとっていく数え年が使われていた。しかし、1873（明治6）年2月の太政官布告で、年齢計算を満年齢で数えることとなり、法制度上は満年齢が採用された。例えば「棄児養育米給与方」（明治4年太政官達第300号）では給与対象を当初は「棄児当歳ヨリ十五歳迄」と旧来の数え年で規定しているが、「棄児養育米被下ハ自今満十三年ヲ限リトシ及年齢定方」（明治6年太政官布告138号）により満年齢が用いられる。しかし、人々の生活の中では、満年齢の浸透は遅れ、一般の生活では数え年が使われた。養育院収容者の場合、年齢は数え年による自己申告、あるいは院側の推定であり、諸統計も数え年を使わざるをえなかつたであろう。満年齢と数え年では1～2歳の開きがある。発達途上の子どもの場合、この差は大変大きい意味をもつので、注意を要する。

註5) 1901（明34）年については、新規入院棄児数61名に対して、棄児名簿掲載棄児数は40名、1902（明35）年については67名に対して51名と、比較的ずれが少ないが、それ以前については入院棄児数に対して棄児名簿掲載棄児数はずつと少ない。これは、第一に郡部で拾い上げられた棄児がここにはほとんど掲載されていないことと、第二に、1900年以前の棄児名簿には、養育院に収容後まもなく死亡したケースは掲載されていないことによるという理由が推測される。これらについては今後、解明に努めたい。

資料A 棄児の状況（明治20～35年、東京市）

作成 松本 園子

- ①『市部棄児名簿』（明治35年、東京市）、『自費養育・棄児名簿』（明治21～34年、東京市）により作成した。いずれも東京都公文書館所蔵。同館には、この他に『郡部棄児名簿』があるが、閲覧禁止となっている。
- ②『市部棄児名簿』（棄児名簿a）は明治23～35年に市内で遺棄され、棄児養育米料が支給された212名について、拾い上げられた区ごとに、ほぼ拾い上げ順に記載されている。また、この名簿には「貰受之部」（棄児名簿b）が附されており、ここには「貰い受け」された棄児77名について、貰い受け人の居住区ごとに、記載されている。
- ③『自費養育・棄児名簿』（棄児名簿c）は貰い受け人等が棄児養育米料を辞退し、自費養育している33名が記載されている。
- ④養育院の規定に「貰受」「自費養育」「雇預」についての定義があるが、本資料に使用した名簿名の「貰受」「自費養育」及び本資料備考欄の「貰受」「自費」と、養育院規定との対応は未だ十分に確認できない。したがって、本稿ではこれらについての定義等はおこなわず、史料の記載のままに記しておく。
- ⑤本資料は、上記三種の名簿を一つにまとめ、拾い上げ年別に整理したものである。但し、原本記載のケースは、合計312であるが、そのうち、他県で拾い上げられ、養育者の転居などで後に東京へ転入したものなど9ケースを除き、本資料には303ケースを収めた。
- ⑥児童氏名は記号に換えた。棄児名簿aに記載のケースは、[A 01]と三文字で示しており、アルファベットは拾い上げられた区を示し（Aは麹町区）、数字はその区のなかでの番号である。棄児名簿bに記載のケースは、[XA 01]と四文字で示し、Xは名簿b記載であることを示し、アルファベットは貰い受け人の居住区であり、数字は区のなかの番号である。棄児名簿c記載のケースは[Z 001]と、四文字で示し、Zは名簿c記載であることを示し、数字は名簿cのなかの番号である。
- ⑦性別は筆者が原本記載の氏名から判断して加えた。判断できぬものは空欄とした。
- ⑧原本記載の生年月日（推定）から、拾い上げ時、または養育院収容時の推定年齢を算出し加えた。1Dは生後1日、1Wは1週、1Mは1ヶ月、1Yは1歳の意である。推定生年月日ではなく、推定年齢が記されている場合は、それを記載した。但し、この場合は、数え歳である。
- ⑨教育の場はほとんど東京養育院であり、ここでは「院」と略記した。
- ⑩「迷児」は、親元判明、引渡と備考欄にあるもの以外は、その後棄児に編入されている。

15

児童記号／性別 推定生年月日	拾上年月日 推定年齢	拾い上げ場所	教育場所、年月日 推定年齢	備 考
-------------------	---------------	--------	------------------	-----

1887～1889（明治20～22）年拾い上げ（9名）

Z001 女 20.8.15	21.11.19	3M	神田農嶋町 本所区本所長岡町	院 20.11.19 3M	20.12 貰受 自費 22.3 貰受 22.10より自費 貰受
Z002 男 21.8.10	22.10.25	2M	麹町区五番町		
XL04 男 22.8					

XN07 女	22.11.27			神田区猿楽町	院	22.12.16	2W	貰受	
XN21 女	22.10.10	22.10.16	6D	日本橋区数寄屋町	院	22.10.17		26.4 貰受	
X002 男	22.10.20			神田区多町	院	22.11.9	2W	26.3 貰受	
Z003 女	22.1.2	22.4.3	3M	深川区深川西平野町				22.7 貰受	22.10より自費
Z011 女	18.1	22.8.9	4Y	南多摩郡八王子町				八王子町某	自費養育
Z021 男	22.3			北豊島郡滝野川村元田端	院	22.4.19	1M	29.4 貰受	30.4より自費

1890(明治23)年拾い上げ(26名)

K01 男	22.10.15	23.7.21	9M	本郷区湯島切通坂	院	23.7.21		35.7 養縁	
K02 男	23.6.15	23.8.14	2M	本郷区湯島	院	23.8.14			
E09 男	22.9.15			芝区浜松町	院	23.8	11M	28.8 養縁→離縁	
M01 男	22.4.30			浅草区浅草山之宿	院	23.4.21	11M		
M02 男	23.3.18	23.6.23	3M	浅草区寿町	院			31.2 承預	
O01 23.4.16				深川区深川東六	院	23.4.16	0W		
XB01 男	23.7.1			本所区小泉町	院	23.10.2	3M	29.11 養縁	
XC01 女	23.8.4			本所区横綱町	院	23.11.11	3M	25.5 貰受	
XL01 女	22.10.15			深川区富岡門前山本町	院	23.2.7	3M	27.8 養縁	
XL02 男	23.10	23.11.21	1M	四谷区四谷伝馬町	院			27.9 養縁	
XM01 男	23.1.1	23.12.2	11M	南葛飾郡隅田村				27.5 貰受	
XM04 女	23.9.5	23.9.19	2W	赤坂裏	院			29.3 養縁	
XM11 男	23.4.15	23.7.13	2M	日本橋区新大坂町	院	23.7.13		27.3 貰受	
XN02 女	23.11.10			日本橋区伊勢町	院	23.11.19	1W	33.4 養縁	
XN04 男	22.8	23.5	9M	浅草区馬道町	院	23.5.16		24.8 貰受	
XN05 男	23.2.10			本所区本所中ノ郷竹町	院	23.5.23	3M	26.1 貰受	
XN08 女	23.5.21			深川区平井新田	院	23.8.23	3M	26.7 貰受	
XN09 女	22.12.15	23.11.13	11M	荏原郡大崎村					
XN10 女	23.4.12			本所区松井町	院	23.7.27	3M	26.12 貰受	
XN11 女	23.7.1			日本橋区瀬戸戸物町	院	23.7.20	0M	27.7 貰受	
X005 男	22.8.15			神田区松住町	院	23.8.27	1Y	27.8 貰受	
Z004 女	22.10.1	23.11.16	1Y	京橋区新栄町天主教会内				23.11.19 貰受、自費	
Z005 男	23.7.13	23.10.14	3M	荏原郡池上本門寺書院				23.12 貰受、自費	
Z007 男	23.5.15			芝区高輪南町	院	23.9.9	3M	26.8 貰受	22.10より自費
Z012 女	22.5	23.4.27	11M	南多摩郡八王子町本町				24.1 貰受、自費	
Z023 女	22.1.15	23.4.17	1Y	本郷区龍岡町	育児院				

1891(明治24)年拾い上げ(19名)

B01 女	24.6.15	24.7.28	1M	神田区橋本町	院			37.8 出院	
B02 女	24.2.15	24.9.17	7M	神田区宮本町	院			36.5 養子縁組	
B14 女	24.1	24.12.31	11M	神田区一ツ橋	院	35.1		37.2 窮民編入	
C01 男	23.6.5	24.8.5	1Y	日本橋区本町	院				
D01 23.10				京橋区出雲町	院	24.1	3M	28.12 承預	
D02 男	22.9	24.5.31	1Y	京橋区南金六町	院	迷児→棄児			
F01 男	23.6	24.5.23	11M	麻布区麻布東町	院	24.5.24		35.7 死亡	
I01 女	24.2.10	24.2.16	1W	牛込区市谷本村町	院	24.2.17		38.2 貰受→養縁	
M03 男	24.8.31	24.11.8	2M	浅草区西仲町	院			38.2 養縁	
O03 女	24.1.21			深川区黒江町	院	24.4.30	3M	30.1 承預	
E06 女	23.10.15			芝区三田四国町	院	24.1.23	3M	30.1 承預	
XH01 女	23.11.1			日本橋区室町	院	24.2.17	3M	28.5 養縁	
XH02 男	23.11.15	24.1.9	1M	日本橋区大伝馬町				27.3 養縁	
XL05 女	22.9.12			深川区深川小松町	院	24.2.12	1Y	24.7 貰受	
XL06 男	24.6	24.8.13	2M	麹町区富士見町				27.8 養縁	
XO06 男	23.11.30	24.4.29	4M	麻布区富士見町	院			28.8 養縁	
XN23 男	24.1.12	24		芝区芝田町	院	24.3.2	1M	31.2 貰受	
Z2020 男	24.6.15	24.8.8		本郷区本郷	院			29.4 養縁	30.3自費
Z027 男	20.12	24.9.12	3Y	浅草区浅草松山町	院			30.9 養縁	

1892(明治25)年拾い上げ(12名)

B03 女	25.8.20	25.11.26	3M	神田区三崎町	院			36.12 承預	
E01 女	25.2.22	25.3.23	1M	芝区西久保明船町	院			承預	
K03 女	24.12.15	25.4.11	3M	本郷区湯島切通坂	院				

M04	男	24.10.31	25.2.17	3M	浅草区御藏前片町	院		37.10 窮民編入
N01	男	25.6.1	25.8.4	2M	本所区新小梅町	院		38.3 雇預
XB03	男	24.7	25.3.14	8M	荏原郡平塚村	院		35.12 貴受
XC03	女	25.9	25.10.20	1M	四谷区四谷大番町			26.1 養縁
XL03	男	25.1	25.5.24	4M	下谷区下谷万年町	院	25.4.30 4W	28.4 養縁
XM07	女	25.4.1			北豊島郡板橋町	院		28.10 貴受
XN12	女	25.6.30	25.10.3		小石川区小石川駕籠町	院		28.6 養縁
XN14	女	25.8.31	25.9.15	2W	北豊島郡日暮里村	院		28.10 養縁
X004	女	23.12.23	25.12.23	2Y	深川区万年町	院		26.6 貴受

1893 (明治26) 年拾い上げ (26名)

B04	男	26.5.15	26.6.28	1M	神田区皆川町	院		36.10 雇預
C02	男		26.12.13		日本橋区小田原町	院	26.12.14	39.8 満年出院
E02	男	26.1.1	26.1.22	3W	芝区芝	院		
E03	男	26.2.1	26.9.10	7M	芝区高輪南町	院		39.8 満年出院
E04	男	26.10.16	26.11.13	4W	芝区栄町	院	26.11.14	30.4 雇預
G01	女	26.4.19	26.6.17	1M	赤坂区一ツ木町	院	26.6.18	
L01	女	25.12.31	26.4.26	4M	下谷区上野元黒門	院		
M05	男	26.3.31	26.4.6	6D	浅草区馬道町	院		
N02	女	25.1.15	26.7.27	1Y	本所区長岡町	院		
N03	女	25.12.1	26.9.25	9M	本所区元町	院		37.3 養縁
O02	男	26.2.26	26.3.17	2W	深川区佐賀町	院		
XC02	男	23.7.1	26.2.16	2Y	本所区元町			27.3 養縁
XE03	男	25.7.1	26.2.24	7M	芝区芝口	院		30.9 貴受
XK01	男	25.11.20	26.1.8	1M	芝区芝口	院		28.6 貴受
XM02	男	23.6.15	26.10.7	3Y	日本橋区中州町			27.8 貴受
XM08	男	23.12.31	26.12.5	2Y	浅草区馬道町	院		29.11 貴受
XM12	男	25.10.30	26.3.30	5M	日本橋区築研堀町	院		31.3 貴受
XN13	女	24.12.26	26.7.26	1Y	北豊島郡赤塚村	院		28.7 養縁
XN15	男	23.1			下谷区万年町	院	26.3.6 3Y	29.1 養縁
XN19	女	25.8.14	26.2.14	6M	東多摩郡杉並村	院	26.2.14	29.11 養縁
XO03	男	23.8.15	26.7.3	2Y	神田区山本町	院		29.5 養縁
XO09	女	26.2	26.3.12	1M	京橋区大川端	院		29.8 養縁
Z006	女	25.10	26.1.17	3M	赤坂区鈴屋町			26.4 貴受、自費
Z008	男	19.4	26.11.12	7Y	京橋区長沢町／遺児より編入			27.3 貴受 27.4 自費
Z022	男	18.10.15	26.8.16	7Y		下谷区某方		
Z026	女	26.1.15	26.9.5	7M	本所区長岡町	院		31.5 貴受、自費

1894 (明治27) 年拾い上げ (27名)

A01	男	26.9.30	27.8.25	10M	麹町区陸軍病院前	院	27.8.26	35.9 養縁
D03	男	26.9.1	27.3.19	6M	京橋区山城町	院	27.9.7	37.2 養縁
D04	男	27.1	27.3.24	3M	京橋区築地	院		37.12 養縁
D05	女	27.2	27.4.19	2M	京橋区船松町河岸	院		37.5 養縁
D06	女	27.10	27.11.23	1M	京橋区東湊町	院	27.11.23	36.9 養縁
G02	男	27.1.15	27.5.16	4M	赤坂区高樹町	院	27.5.18	
G03	男	27.6.30	27.9.27	2M	赤坂区赤坂町	院	27.9.28	
K04	女	27.8	27.11.5	3M	本郷区丸山新町	院	27.11.5	37.1 死亡
L02	男	24.12.1	27.3.2	2Y	下谷区下谷竹町	院		35.8 養縁
L03	女	26.6.30	27.7.25	1Y	下谷区仲御徒町	院	27.7.25	36.12 雇預
M06	女	24.12.31	27.3.1	2Y	浅草区山ノ宿町／迷児	院		
N04	女	26.7.11	27.1.1	5M	本所区緑町	院		養縁→離縁復帰
N05	男	23.7.1	27.10.2	4Y	本所区緑町	院	27.10.5	
N07	男	26.10.14	27.10.4	11M	本所区横綱町／投身女遺児	院	27.10.4	37.4 養縁
N10	女	26.11.1	27.1.10	2M	本所区元町	院		33.3 養縁
K15	女	27.7			本郷区	院	27.9.5 2M	
XA01	女	25.8.31	27.11.11	2Y	浅草公園観音堂	院	27.11.12	30.5 養縁
XK02	男	23.1.31	27.10.11	5Y	下谷区下谷坂本町	院	27.10.13	31.11 雇預
XM05	男	23.7.31	27.1.4	3Y	麻布区麻布富士見町	院		29.5 養縁
XM06	男	25.12.31	27.6.10	1Y	本郷区本郷	院		29.5 養縁
XN01	女	27.1.14	27.8.14	7M	本所区小梅業平町	院	27.8.14	34.4 養縁

XN20 女 26.5.1	27.5.9	1Y	本所区亀沢町	院		33.3 貰受
XN22 男 25.4.13	27.4.13	2Y	深川区富岡門前東仲町	院		30.7 養縁
XO08 女 24.1.15	27.8.16	3Y	神田区表神保町	院	37.8.16	29.7 貰受
Z015 男 24.5	27.6.14	3Y	浅草区浅草公園／迷児	院	27.7.16	28.12 貰受 29.2 自費
Z028 男 27.4	27.5.3	1M	京橋区南糸屋町	院		28.6 貰受 32.10 より自費
Z032 女 22.7	27.6.9	4Y	北豊島郡南千住町	院	27.6.10	31.2 雇預 34.10 養縁、自費

1895(明治28) 年拾い上げ (16名)

B05 男	28.1.24		神田区三河町	院	28.1.25	37.3 養縁
E05 男 25.3.31	28.5.9	3Y	芝区新橋停車場／迷児	院	28.5.10	37.9 雇預
F02 女 27.2	28.12.14	1Y	麻布区飯倉町	院	28.12.14	35.9 養縁
L04 男 28.2.25	28.2.27	3D	下谷区入谷町	院	28.2.27	37.10 養縁
L05 女 27.3	28.2.28	11M	下谷区竹町	院	28.2.28	
M07 男 27.11.30	28.1.17	1M	浅草区高原町大仙寺	院	28.1.17	35.4 雇預
M08 女 27.11.31	28.3.10	3M	浅草区象潟町	院	28.3.10	
M09 女 27.12.31	28.6.28	5M	浅草区	院	28.6.28	
N06 女 27.12.1	28.1.10	1M	本所区石原町	院	28.1.10	36.12 養縁
D20 男 27.11	28.2.15	3M	京橋区日吉町	院	28.2.15	雇預
M13 男 24.3.31	28.8.16	4M	浅草区浅草広小路／迷児	院	28.8.16	30.4 養縁→離縁 33.3 雇預
XN03 男 27.10.30	28.7.24	8M	本郷区湯島	院	28.7.24	35.4 貰受
XN17 女 27.1.15			神田区佐柄木町	院	28.3.22	1Y 29.10 貰受
XN18 男 25.10.30			芝区宇田川町	院	28.10.15	2Y 29.11 貰受
XO07 男 26.11	28.11.7	2Y	日本橋区村松町／迷児	院	28.11.9	29.5 貰受
Z030 女 27.12.15	28.1.28	1M	神田区駿河台西紅梅町	院	28.1.28	34.4 養縁 35.5 自費

1896(明治29) 年拾い上げ (10名)

C03 女 29.4.26	29.10.25	5M	日本橋区呉服町	院	29.9.25	36.6 養縁
J01 男 26.6			小石川区白山前町	院	29.5.30	
XB02 男 26.9	29.8.2	2Y	芝区芝口	院	29.8.11	30.7 養縁
XE02 男 28.1.31	29.12.4	1Y	京橋区金倉屋町	院	29.12.28	30.6 貰受
XE04 男 29.3.31	29.5.26	1M	芝区芝口	院	29.5.27	31.5 貰受
XE05 男 28.3.27	29.1.6	9M	荏原郡大井村			29.2 貰受
XG01 男 24.1	29.6.24	5Y	赤坂区赤坂一ツ木町	院	29.6.25	30.6 貰受
XJ02 男 26.5	29.5.28	3Y	牛込区下宮比町	院	29.5.30	32.7 養縁
XK03 男 25.7.31	29.11.26	4Y	日本橋区鎧橋際	院	29.11.27	32.4 養縁
XN16 女 29.7			北豊島郡板橋町	院	29.12.3	35.4 貰受

1897(明治30) 年拾い上げ (14名)

B06 女 28.2.16	30.10.11	2Y	神田区三崎町／迷児	院	30.10.11	
D07 男 30.2.15	30.4.14	1M	京橋区三十間堀	院	30.4.15	
D08 女 30.6.15	30.8.15	2M	京橋区大鏡町	院	30.8.15	
E07 男 23.3.31	30.7.18	7Y	芝区源助町／迷児	院	30.7.20	
H01 女 24.6.15	30.6.26	6Y	四谷区東信濃町／迷児	院	30.6.27	
H02 男 26.3.15	30.11.23	4Y	四谷区須賀神社脇	院	30.11.25	
L06 男 30.11.30	30.12.3	3D	下谷区上野弁財天前通	院	30.12.3	
M10 女 30.2.28	30.5.4	2M	浅草区本郷越町	院	30.5.4	
N08 女 25.8.22	30.8.22	5Y	本所区外手町／迷児	院	30.8.23	
N09 男 26.5.31	30.9.5	4Y	本所区相生町	院	30.9.5	行旅携帯→棄児／38.2 雇預
XJ01 男 27.6	30.12.30	3Y	京橋区木挽町	院	30.12.31	35.1 貰受
XM13 女 30.7.15	30.8.18	1M	本所区表町	院	30.8.19	32.9 養縁
XM14 男 23.2.20	30.8.24	7Y	神田区三崎町／迷児	院	30.8.26	32.11 養縁
Z025 男 30.10	30.12		下谷区谷中共同墓地	院	30.12.9 2M	31.2 貰受、自費

1898(明治31) 年拾い上げ (25名)

A02 男 29.5	31.12.1	2Y	麹町区元園町	院	31.12.2	
B07 男 31.4	31.10.21	6M	神田区紺屋町	院	31.10.21	
B08 男 22.7.15	31.6.26	8Y	神田区塗師町／迷児	院	31.6.26	
C03 女 26.4.5	31.7.6	5Y	日本橋呉服町／迷児	院	31.7.6	35.10 満年出院

D09	男	28.3	31.1.3	2Y	京橋区川口町	院	31.1.4	35.6 養縁
E08	女	30.4.1	31.4.2	1Y	芝区南佐久間町	院	31.4.4	
J02	男	31.3	31.4.14	1M	小石川区上富坂町	院	31.4.15	37.1 養縁
J03	男	26.8	31.8.4	5Y	小石川区初音○	院	31.8.5	
K05	男	30.9.15	31.10.2	1Y	本郷区河島新花町	院		35.8 貴受引取
K06	男	30.12.15	31.10.30	10M	本郷区駒込東片町	院	31.11	36 養縁 37 離縁再入院
L07	男	24.3.31			下谷区上野桜木町／迷児	院	31.9.6	37.1 養縁
L08	男	24.11.30	31.11.21	6Y	下谷区上野桜木町		7M	
M11	男	30.11	31.1.29	2M	浅草区七軒町	院	31.1.29	
M12	男	29.5.15	31.5.4	1Y	浅草公園	院	31.5.6	
M14	女	27.7.31	31.8.28	4Y	浅草公園共同腰掛台	院	31.8.29	
M16	男	28.9.4	31.8.13	2Y	浅草区茶屋町／迷児	院	31.8.15	38.10 感化部へ
N11	男	26.2.25	31.2.25	5Y	本所区緑町	院	31.2.26	
N12	女	29.7.15	31.5.17	1Y	本所区横川町	院	31.5.18	
O04	男	31.1	31.10.13	9M	深川区西本川下町	院	31.10.13	
KB04	男	26.10	31.11.23	5Y	浅草区□町	院		32.11 貴受 35.8 養縁
KE06	女	31.5	31.12.24	7M	京橋区山下町	院	31.12.24	35.4 貴受
KM10	男	28.12.6	31.8.14	2Y	浅草区北東仲町	院	31.8.15	34.6 養縁
XN24	男	29.6.30	31.5.23	1Y	京橋区京橋警察署脇	院	31.5.24	33.10 貴受
XO10	男	28.11	31.11.13	3Y	日本橋区本石町／迷児	院		33.3 貴受
Z033	男	31.1	31.3.26	2M	深川区東大工町／携帯児	院	31.3.26	34.6 養縁、自費

1899 (明治32) 年拾い上げ (18名)

B09	男	31.8	32.9.8	1Y	神田区三崎町	院	32.9.8	
B10	女	32.2	32.3.22	1M	神田区	院	32.4.18	
D10	男	32.3	32.10.19	7M	京橋区木挽町路地内	院	32.10.20	
D11	男	31.9	32.11.12	1Y	京橋区尾張町途上／迷児	院	32.11.12	
G04	男	23.5.15	32.10.27	9Y	赤坂区一ツ木町／迷児	院	32.11.1	36.1 雇預
I02	女	22.6	32.4.19	9Y	牛込区神楽坂上	院	32.4.19	35.5 満年出院
K07	男	27.8	32.7.18	4Y	本郷区真砂町	院	32.7.20	
K08	女	28.4.1	32.8.24	4Y	本郷区湯島新花町	院	32.8.25	35.9 親元発覚
L09	男	31.4.30	32.9.3	1Y	下谷区中根岸町	院	32.9.3	38.3 雇預
L10	男	27.1.31	32.11.5	5Y	上野停車場構内			
L17	男	24.7	32.7.12	8Y	下谷区上野西黒門町	院	32.7.13	35.8 逃亡
M15	男	26.7	32.1.6	5Y	浅草区馬道／迷児	院	32.1.6	35.6 養縁
M17	女	32.6.30	32.12.13	5M	浅草区馬道町	院	33.12.13	
N13	女	31.1.31	32.1.31	1Y	本所区中ノ□元町	院	32.1.31	
N14	女	26.3.31	32.3.29	5Y	本所区押前／迷児	院	32.3.30	
N15	男	26.9.30	32.10.24	6Y	本所区小梅町／迷児	院	32.10	38.1 雇預
KM09	男	27.12.31	32.11.12	4Y	京橋区尾張町／迷児	院	32.11.13	34.6 養縁
Z029	女	32.3	32.4.15	1M	京橋区新富町	院	32.4	34.11 養縁 35.5 自費

1900 (明治33) 年拾い上げ (10名)

A03	女	33.1	33.3.26	2M	麹町区錢瓶側堀中	院	33.2.27	
A04	女	27.3	33.6.11	6Y	麹町区麹町／迷児	院	33.6.12	
D12	女	33.8	33.11.5	3M	京橋区木挽町	院	33.11.5	
E10	女	28.1.31	33.7.14	5Y	芝区南佐久間町	院	33.7.16	養縁→離縁→再入院
J04	女	33.1	33.1.22	0M	小石川区小日向水道町	院	33.1.22	33.1.26 死亡
L11	男	31.1.31	33.1.20	1Y	上野公園地不忍弁天通	院	33.1.20	
L12	男	27.10.10	33.10.8	5Y	上野停車場構内	院	33.10.10	
M18	男	28.8.31	33.9.5	5Y	浅草区茶屋町	院	33.9.7	37.10 養縁
N16	男	24.1	33.8.12	9Y	本所区柳原／迷児	院	33.8.13	
O06	男	24.1	33.10.19	9Y	深川区富川町	院	33.10.19	35.8 逃亡

19

1901 (明治34) 年拾い上げ (40名)

B11	男	30.1	34.9.6	4Y	神田区旅籠町	院	34.9.6	
B12	男	34.9	34.10.26	1M	神田区西福田町	院	34.10.26	
E13	女	33.3.15			神田区／遺児	院	34.11.26	1Y
C05	女	34.3.2	34.5	2M	日本橋区濱町	院	34.5.2	

C06	男	24.5.12	34.6.12	10Y	日本橋区濱町／迷児	院	34.6.14	
C07	男	28.8.6	34.8.6	6Y	日本橋区田所町／迷児	院	34.8.10	
C08	男	25.8.14	34.9.14	9Y	日本橋区蠣殻町／迷児	院	34.9.17	39.2 窮民編入
C09	女	25.8.28	34.9.28	9Y	両国橋付近／迷児	院	34.9.28	36.11 養縁
C10	男	24.9.6	34.10.6	10Y	日本橋区小田原／迷児	院	34.10.8	盲目、37.2死亡
C11	女	34.9.6	34.10.16	1M	日本橋区小伝馬町	院	34.10.18	
D13	男	22.10	34.8.20	11Y	京橋区銀座／迷児	院	34.8.2	35.7 出院
D14	男	31.9	34.9.14	3Y	京橋区新富町／迷児	院	34.9.14	
D15	男	12歳(数え)	34.12.17		京橋区入船町／迷児	院	34.12.17	35.9 逃亡
E11	男	26.2.28	34.3.2	8Y	芝区高輪北町／迷児	院	34.3.2	39.8.4 満年出院
E12	女	26.3.31	34.5.6	8Y	芝区／迷児	院	34.5.10	37.3 養縁
E13	男	34.7.31	34.9.7	1M	芝区三田功運町	院	34.9.7	
E14	女	33.1.13	34.10.1	1Y	芝区芝公園	院	34.10.2	37.8 死亡
E15	女	34.10.31	34.11.28	4W	芝区三田	院	34.11.28	36.9 死亡
H03	男	31.1	34.4.29	3Y	四谷区麹町	院	34.5.7	
J05	男	25.9.30	34.6.9	8Y	小石川区関口水道町／迷児	院	34.6.10	
J06	男	34.5.31	34.6.5	5D	小石川区大塚辻町	院	34.6.6	
J07	男	34.1.31	34.9.9	7M	小石川区表町	院	34.9.10	
J08	女	28.4.30	34.10.13	6Y	小石川区大塚辻町／迷児	院	34.10.13	
K10	男	29.10	34.8.9	4Y	本郷区駒込西片			
K11	男	33.12	34.12.7	1Y	本郷区湯島天神町	院	34.12.7	35.7 死亡
L13	女	34.9.30	34.11.26	1M	下谷区竹町生駒邸内堀際	院	34.11.26	
L15	男	27.6.6	34.7.27	7Y	下谷区／迷児	院	34.7.29	34.8.6 親元発覚引渡
L16	男	26.5.31	34.6.24	8Y	下谷区上野三橋町	院	34.6.24	37.9 承認
M19	女	33.10.30	34.3.24	4M	浅草公園内	院	34.3.24	
M20	女	34.7.31	34.8.19	2W	浅草公園仲見世	院	34.8.19	
M21	女	34.9.30	34.10.4	4D	浅草公園水族館前	院	34.10.4	
M22	女	34.10.31	34.11.22	3W	浅草三好町	院	34.11.22	
M23	女	31.4.30	34.12.20	3Y	浅草馬道町	院	34.12.20	36.8 養縁
N17	女	33.11.30	34.1.23	1M	本所区中ノ郷町	院	34.1	
N18	男	30.12.31	34.2.3	3Y	本所区小梅業平町	院	34.2.5	37.4 養縁
N19	男	28	34.9.30	5Y	本所区中ノ郷元町／迷児	院	34.10.1	38.10 承認
N20	男	30.1	34.9.20	4Y	本所区／迷児	院	34.10.4	35.12 養縁
N21	男	26.3.31	34.12.19	6Y	本所区本所元町／迷児	院	34.12.20	
O07	男	34.7.16	34.12.3	4M	本所区／遺児	院	34.12.14	
Z031	男	32.8	34.2.16	1Y	神田区東紅梅町	院	34.2.16	34.12 養縁 35.5 自費

1902 (明治35) 年拾い上げ (51名)

A05	男	35.10.2	35.10.21	2W	麹町区牛が窓公園内	院	35.10	
B15	女	35.1	35.7.21	6M	神田区多町	院	35.7.21	35.11 死亡
B16	男	24.10.31	35.9.16	10Y	神田区筋違橋辺／迷児	院	35.9.19	38.1 満年出院
B17	男	31.10.1	35.10.15	4Y	神田区元岩井町／迷児	院	35.10.15	38.9 感化部へ
B18	男	数え12歳	35.12.8		神田区末広町／迷児	院	35.12.8	36.4 失踪
C13	男	30.5.17	35.7.16	5Y	日本橋区両国広小路／迷児	院	35.7.17	35.7.24 親元発覚につき引渡
C14	男	25.9.16	35.9.18	10Y	日本橋区馬喰町／迷児	院	35.9.18	39.2 窮民編入
D16	男	数え10歳	35.2.6		京橋区京橋際／迷児	院	35.2.6	36.1.27 親元発覚につき引渡
D17	女	35.4	35.4.5	0W	京橋区銀座大日本図書社内	院	35.4.5	35.10 死亡
D18	男	30.3	35.6.3	5Y	京橋区築地亀井橋際	院	35.6.4	
D19	男	35.6	35.8.20	2M	京橋区五郎兵衛町	院	35.8.21	37.4 親元発覚引渡
E16	男	33.2	35.1.31	1Y	芝公園広庭院門前	院	35.2.1	
E17	男	31.5	35.5.6	4Y	芝区二葉町	院	35.5.7	35.9.30 親元発覚引渡
E18	男	数え9歳	35.8.1		芝区芝園／迷児	院	35.8.2	35.8.26 親元発覚引渡
E19	女	33.6.30	35.9.11	2Y	芝区芝車町	院	35.9.13	
G05	男	21.9	35.10.5	14Y	赤坂区赤坂離宮前	院	35.10.7	35.10.20 親元発覚引渡
M09	女	24.4.3 嘔者	35.4.8	10Y	小石川区大塚坂下／迷児	院	35.4.8	37.2 死亡
M10	男	30.6.30	35.7.10	5Y	小石川区音羽町／迷児	院	35.7.10	37.11.13 失踪
M11	女	35.5	35.8.6	2M	小石川区市兵衛河岸	院	35.8.6	
M12	男	35.8.31	35.9.26	3W	小石川区大塚上町善心寺門前	院	35.9.26	
K12	女	数え13歳	35.7.9		本郷区湯島天神町／迷児	院	35.7.10	35.7.21 逃亡
K13	男	34.2	35.8.16	1Y	本郷区駒込千駄木町	院	35.8.16	38.9 養縁
K14	女	35.8	35.11.27	3M	本郷区本郷元町	院	35.11.27	

淑徳短期大学研究紀要第40号 (2001.2)

L14	男	31.5.31	35.1.20	3Y	下谷区七軒町通	院	35.1.21	38.9 感化部井の頭学校へ
L18	男	33.5.31	35.9.7	2Y	上野公園清水堂内	院	35.9.7	36.10.25 死亡
L19	女	35.6.30	35.11.15	4M	下谷区上野山下町	院	35.11.15	36.7.11 死亡
L20	女	35.6.15	35.11.28	5M	下谷区下谷金杉上町	院	35.11.29	
M24	女	33.2.28	35.2.21	1Y	浅草区芳町	院	35.2.21	
M25	女	33.6.30	35.2.15	1Y	浅草区千束町	院		
M26	男	35.1.31	35.6.114M		浅草区松葉町	院	35.6.11	
M27	男	30.7.31	35.8.29	5Y	浅草公園内	院	35.8.29	36.12 養縁
M28	男	34.8	35.8.29	1Y	浅草区向柳原町	院	35.8.29	35.9.2 親元判明引渡
M29	男	31.6.30	35.11.12	4Y	浅草公園内	院	35.11.12	36.10.20 死亡
M30	男	33.10.31	35.11.12	2Y	< M29 > の弟浅草公園内	院	35.11.12	38.6 養縁
M31	男	26.7.31	35.11.7	9Y	浅草区越町	院	35.11.10	
M32		35.10	35.11.12	1M	浅草区光月町	院	35.11.14	36.2.13 死亡
N22	男	32.5.31	35.4.12	2Y	本所区中ノ郷八軒町	院	35.4.12	36.4 養縁
N23	女	24.6.30	35.4.25	10Y	本所区花町／迷鬼	院	35.4.25	
N24	男	33.3	35.4.18	1Y	本所区本所横川町	院	35.4.18	35.7.22 死亡
N25	女	34.8.31	35.5.22	8M	本所区石原町	院	35.9.23	
N26	男	34.5	35.6.24	2Y	本所区松倉町	院	35.6.24	37.3.20 死亡
N27	男	35.7	35.8.16	1M	本所区柳原町東横河岸	院	35.8.16	37.3.31 死亡
N28	女	35.7	35.9.6	2M	本所区松井町	院	35.9.6	35.12.2 死亡
N30	男	35.6.30	35.9.29	2M	本所区中之郷竹町	院	35.9.29	36.8.26 死亡
N31	男	35.2.20	35.10.6	7M	本所区表町	院	35.10.6	37.2.5 死亡
N32	男	35.9.30	35.10.26	3W	本所区横綱町	院	35.10.26	
N33	女	28.5.31	35.10.24	7Y	本所区林町	院	35.10.24	39.3 養縁
N34	男	35.2.28	35.11.17	8M	本所区荒井町	院	35.11.17	
O08	男	28.6	35.4.13	6Y	深川区富川町／迷鬼	院	35.4.18	
O09	女	34.10	35.5.20	7M	深川区豊岸町	院	35.5.21	
O10	男	数え9歳	35.10.19		深川区六間堀町	院	35.10	38.3 承認

資料B 明治期東京養育院入所児童の入院事情 —東京市養育院月報から—

- ①『東京市養育院月報』（1901（明治34）年3月創刊号から明治末年まで）の「院報」欄の記事中、児童の入院事情に関するものから12事例を選んで作成した。
- ②月報記事の縦書きを横書きにし、年齢、年月日の漢数字は読み易さのため、原則として算用数字に改めた。旧字は新字に改めた。
- ③原文記載の児童等の氏名は、性を□□、名を○○にかえて記した。
- ④記事中の年齢は数え年である。

事例1

薄命なる母と子供 4月25日京橋区役所より、行旅病人として送致せられたるものに□□○○（38才）と云へるあり、今彼れが語れる所に就て身の上の大略を記さんに、彼れは千葉県北葛飾郡の産にして父を□□○○○○と呼べり、母には彼れの幼けなき頃死別したるを以て其名を記憶せず、7才にして父に死別し祖母某に鞠育せられしも、家計の貧しかりしより10才のとき東京へ送られ、神田猿楽町の基督教学校の救護に依りて漸く人となれり、24才のとき或る人の媒酌にて鉄道職工なる□□某なるものに嫁し両人の間に6人の児女を挙げしが、長男長女は无死し、次女○○（9才）次男○○○（6才）三男○○○（4才）四男○○（2才）は何れも壯健にて一家睦しく暮し居りしが38年3月下旬家計の都合上不得已京橋区より小石川区大塚辻町に転居して夫は不相変鉄道へ通勤し彼女は4人の児女を預かりて細くて〔「細々と」か一松本〕水引の内職を営み日夜營々として互に其業を励み居たり、然るに不幸にも夫は去る2月初旬不図風邪の心地なりとて1日業を休みたるが初めに病勢差し重もり終には臥床するに至りぬ、於是彼れの驚きは一方ならず平素杖柱とも頼むべき夫の事なれば家計の貧しき中にも辛ふじて医員の診断を仰ぎしが、医員の診断の結果によれば容易ならざる重病にて肺結核症なりと断言せら

れしかば、余りの事に涙も出でず暫しは悄然として何の思案も浮ばで數日を経過せしに基督教信者の尽力にて築地病院の施療を受くる事となり、夫の事に就ては一先づ胸を撫で下せしが、四人の子供ありては何んとも策の施すべき様もなく千々に思いを焦せし末、次女○○を漸くにして以前己が教育せられたる基督教学校へ托す事となりしも千辛萬苦の中にも残る3児を養ひ居りしが家賃2ヶ月延滞したるより家主の厳談を受け、結局其家を立退くこととなりて、三児を抱き泣く泣くも路頭に迷ふ身となり、原籍地なる京橋区役所に至りて事情を陳述し、保護を願出でしかば終に本院に収容せらるるに至りしなり、この惨憺たる一話は其当時都下の各新聞に掲載もありたれば読者諸君は夙に承知せられたる方もあるが、あまりの憐れさに涙の催ほさるるまま重ねてここに本誌の余白を埋むることとなし

<62号 1906（明治39）. 5>

事例2

憐れなる幼児 4月7日下谷区より行旅病人として本院へ送致し来たりたるものに□□○○○と呼べる僅か8才の幼児あり、憐むべし彼の顔色は憔悴して蒼白色を帶び、四肢は細りて糸の如く、髪の毛は蓬々として何時鍼刀を入れたるかと疑はるる程にて、一見其如何に悲惨の生活を送り

つつありたるやを推知するに足れり、今彼の身の上に就き職員の尋ねたる問答の一部を左に示めさん。

- 問 お父さんは何と云うの。
 答 お父ちゃんは□□○○○と云ふの。
 問 お母さんは。
 答 お母ちゃんは○○と云ふが、お盆すぎからどつかに行て居ないの。
 問 兄弟はあるのかね。
 答 四ツになる○○と云ふ妹がある。
 問 お父さんは何をしていたの。
 答 お父ちゃんはからだが悪くて寝ているの、からだのよい時は人力車を輦いていたの。
 問 ○○(妹)はどうしたの。
 答 お父ちゃんと寝ているの。
 問 どこにいたの。
 答 下谷の入谷の□□さんと言ふ牛内屋の裏のボロ長屋にいたの。
 問 豊は何つ敷いているの。
 答 三ツ敷いてあるの。
 問 何を食べて居たの。
 答 お父ちゃんが病気で寝て居るから、お錢のない時はなんにも食べずに寝ていたの。
 問 お前はどうして此所へ来たの。
 答 駄橋の角倉というお医者の所にいつたら、手紙をやるから警察へいけと言った。
 問 どうして角倉と云うお医者を知ったの。
 答 お父ちゃんが本所にいた時、角倉といふお医者様にかゝえられた事があるから。
 問 お母さんはお前を棄て、逃げたのか。
 答 お母ちゃんはお父ちゃんの留守に一ツになる子供を連れて逃げたの。
 問 お父さんとお母さんとどつちがよいか。
 答 お母ちゃんの方がよい。

- 問 食物は幾日程食べないの。
 答 食物は先から食べないので、食べる時は生の薯の屑を食べるの。
 問 こゝはよいか。
 答 こゝに来ていい。
 問 御前はどうして火傷したの。
 答 お父ちゃんが車を輦きに出たあとで○○と一つしょに囲炉に暖ついたら辻り落ちて着物からもえたの、夜の12時頃だつたからお隣の人が消してくれたの。

<74号 1907(明治40). 4>

事例3

憐れなる棄児 10月20日深川区役所より棄児として送致せられたるものに生後1箇月を経過したると覚しき男児あり、当時の送院状と新聞紙の伝ふる所に拠れば該児は19日9時頃深川区亀住町法乗院の境内に遺棄せられたるものなるが、折から附近を巡回せる深川署の巡査某氏が嬰児の泣声の切に聞ゆるものから声を辿りて近き見れば院内閻魔堂の前なる賽銭箱の側に紫メリソスの下着に茜木綿中形の綿入布子を着せたるいとも可憐なる嬰児の呱々と泣き叫びつゝ、あるに驚きて捨い上げ尚仔細に附近を検べたるに傍に西洋紙の状袋に入れたる二辺の書置きあり、用紙は何れも西洋紙にして鉛筆の走り書拙からず一は本院へ宛てたるもの、一はこの哀むべき棄児に宛てたるものにてありき、何人の所為なるや又は何等悲惨なる事情の伏在せるや今これを知るに由なけれども原文の儘を掲ぐければ左の如し。

謹で一筆啓上仕候、我等兩人故郷より來り何不足なく暮し居り候所昨年より打続いての災難にて、只ならぬ借金を作り最早今日となりては致し方なく一家死の覚悟を致し候も、扱て死後の事を思うては其も成らず種々思案にくれたる末手足まとひの此子を御院の御慈悲に委ねる事に致し候、何卒

宜しく御願申上候、敬具

尚此子は未だ無籍の儘にて姓名も無之候得共何卒□□○○と命名下され某の二男となしおき下され度候。

十月二十日 両親より
東京市養育院御中

猶々別紙は○○成長の後御渡し下され度候。

人世に生るれば必ず親として子を想はざるはなし、我にも六十有余の両親あるに不幸にして未だ孝を盡さず、此有様なれば御身成長の後は我を親とも想ふ時あらん、許して呉れ許して呉れ、我も人なり後の世共になりて手をとり御詫申さん、日々御許しあれ、日夜念すべきは八幡大菩薩神様に御祈りあるべきなり。

十月二十日 つれなき両親より
○○どの

かくて10月23日本所区役所に於ては□□○○と命名せられ、本院へ収容中間もなく豊多摩郡内藤新宿北裏町148番地大工職□□○○なるものより養子に貰受けたしとの願出でにより保管預に附したりしに、11月12日俄然病魔の襲ふ所となりて死亡せり、同氏はいと憐れなることに感じ法名を釈正念童子と名づけ17日の法会を営み彼の冥福を祈り居れりと云ふ。

<93号 1908 (明治41). 11>

事例4

憐れなる少年 6月27日四谷区より行旅病人として送致せられたるものに□□○○と呼べる当年13才になれる可憐の少年あり、本年2月の頃より肺患に罹れること、て顔色憔悴しいともやつれ果てたる様見るだに痛ましき容体なりき、今彼が涙を呑みつ語りつる一節を有りの儘に記さんに、

私の父は□□○○○○と申し母を○○

24

と申しました、○○と申す九ッになる弟もありますが、これは昨年本所へ奉公に出したぎり主人の名も場所も分りません、お父さんは38年12月26日に亡くなりました、実母には九才の時死別されましたものですからお父さんは□□○○と云う二度目のお母さんを迎へたのです所がお父さんの健全の時はようございましたが、38年の10月頃病気になるとお母さんの云ふには籍も何にも入つて居らないのだからお父さんの病気の世話は出来ない、こんな病気で働けないお父さんの側に永くゐるとお母さんがお飯が食べられなくなる、それだから私はもう他所へ行くと言ふて、家の品物を搔集めてどこかへ逃げて行きました、お父さんはくやしくいやしいと言ひついで居りましたが、それからは一層病気も危篤となり二ヶ月ばかり経て終に死にました、お母さんのことを考へますとお父さんが可愛想でなりません、私はお父さんもなしお母さんもなし一人の弟だけですがそれにも逢ふことが出来ません、身体は悪るし何としたらよいことかと考へますと夜もおちおち眠られません云々。

涙にうるむ言葉のはしはし、聞くも哀れの身の上ならずや。

<79号 1907 (明治40). 9>

事例5

収容児□□某の話 収容児に□□某といへる今年10歳になれる幼年者あり世にも憐れなる物語は彼の唇頭より逆りて徐ろに同情の涙に咽ばしむこ、に其問答の大要を記さん

- 問 お前の名は何といふのか
答 わしは□□○○といひます
問 お父さんはあるのかい
答 お父さんはちいさいとき死んだから知らない
問 お母さんは

- 答 お父さんと同じ様にちいさい時死んだからしらない
問 生まれたのはどこ
答 大阪尼ヶ崎だわ
問 いつ東京へ来たのか
答 ちいさい時伯母さんに連られて来たから何ッの時だから知らない
問 伯母さんは何にをしていたのか
答 伯母さんは硝子工場へ通ふてた
問 お前は伯母さんの家で何をしていたのか
答 子守をしていた
問 伯母さんの家になぜいなかつたのか
答 伯母さんがいちめるから逃げ出した
問 何ッの時に
答 九ッの時だ
問 逃げて何をしていたのか
答 逃げてからは浅草で乞食をしていた
問 そして乞食の親分は
答 阿房多羅の房といふのです
問 親分には1日何らづ、金を取らるゝのか
答 貰つて來た丈皆な取られてしまひます
問 親分に渡さない時はどういふめに遇ふのかい
答 金を渡さなければ殴打られます
問 お前は多く何処を乞食して歩いていたのか
答 日曜毎に浅草の不動様へ貰ひにいつた
問 あとは
答 吉原へ行くのです
問 吉原で貰ひがあるかい
答 貰のない時は辻占を売るのです
問 辻占を売つて一晩いくら位になるのか
答 10銭儲かることもあるし15銭儲かることもある
問 夜は何処へ寝るのかい
答 夜は大抵吉原で夜をあかして昼間寝るのだ
問 巡査さんは八ヶ敷くいわないかい
答 巡査さんは新入だとすぐ交番所へ連れて行て養育院へ入れるが、ふるい乞食になるとかまわない
問 お前は何処で捕まつたい
答 浅草公園で乞食をして居たら阿房多羅の房が貴様新入で働けないからて捕つて交番所の巡査さんに渡されたのだ
問 お前は乞食がして居たいかい
答 乞食して居つても今では八ヶ敷から乞食の親方が捕いて巡査さんに渡すからだめだ云々と、
實にや幼にして父母に死別し、伯母に虐待され猶飽き足らずして乞食の子分となりて食を路頭に乞ふに至る、彼の如き薄幸中の薄幸なるものと云ふべし

<97号 1909 (明治42). 3>

事例6

不遇なる少年 10月6日神田区役所より迷児として送致せられたるものに□□○○と呼べる13才の少年あり、彼の語る所に依れば生國は山梨県甲府市にして父を○○○○、母を○○○と云へり、家は代々酒造を業とし市内屈指の家柄なりしが、父は頗る放蕩にして剩へ大酒を嗜み毫も家業を顧みざりしより、さしもの身代も次第次第に傾き初め、終には日々の暮しをも辛ふじて支ふる程に至りしかば、母は愛想をつかして他家に縁付きぬ、○○には○○(24才)○○(19才)○○(17才)と呼べる二姉一兄あるよしなれど此三名も母の手より他に奉公に出で、彼れと父とは見るも憐れなる軒傾きし草屋に起居して辛くも其の日を送り居りぬ、されど父の放蕩は尚未だ改まらず得るに従て散するのみか負債は月々に増して首も廻らぬ始末となりしより父子の愛情も自然と薄らぎ動もすれば残酷に取扱はれ、彼も居堪まれずなりて母の許に泣きつ

きたる事も屢々なるが、母も父の怒りを恐れて其の都度送り帰へし、今や頼るべき途を失ひ日毎に泣きあかしつゝありき、斯くて或る時父の使に出で、計らずも手間取りて黄昏に及びけるを、父は怒りて彼れを戸外に放逐せり、彼は不得止母の許へ行かんとて家を出で途中山路にかかりし際、飢と疲労とに堪まりかね道端に仆れたるまま涙に咽びつゝありしに、通りかゝりの法界節の芸人に救はれ、終に誘はれて彼等の仲間に入り、信州路を遍歴して東京に流れ込み、本所の木賃宿に止宿し芳原洲崎の二廊を得意場とし、芝浅草附近をも徘徊して稼ぎ居りしが親方の棄つる所となりて終に本院の救護を受くるに至りし次第なりと、尚彼れの言葉に私は法界節の芸人に救はれましたが、どうしてもアンな乞食染みた事をする気になりませんでした、其れ故従て芸も身に入りませんで親方から随分残忍なる仕置を受けたことがあります、それが悲しいから警察署へ駆け込み願ひをしやうと思ふた事は幾度だか知れません、私が堅気の所に奉公が出来て、さうして一人前になる頃はお父さんも老年になりますし放蕩もやみませう、私は学校へ出してもらへなかつたのが一番残念です云々、と憐むべきに非ずや。

<80号 1907(明治40). 10>

事例7

孤児の角兵衛 世に越後獅子或は角兵衛獅子と名くる者あり遊技を売るの営業の如きものなれども其實は一種の乞丐たるを免かれず特に彼の遊技を演ぜしむる幼児は多くは孤児又は窮民の子を買入れてこれを仕込み数名宛隊を組みて四方を廻らしむるものとす又彼等の親方が幼児を取扱ふ事の残酷なる實に想像の外にあり彼等幼児が成長の後は果して如何に成行くべき乎大に研究を要するの価あるべし先月中神田より送られ来たりし当年7才の角兵衛獅子あり彼は出廻りの中途病起り連の者に捨てられて本院

へ送付せられしものなり此幼児の談話に依りて角兵衛獅子なるものの内情が如何なるものなるかを窺ふるを得べし

- 問 お前の名前は
答 私はおとつさんの所で○と云ふたの
問 年はいくつか
答 もと三ッ今七ッ
問 何をしてゐたの
答 家に居た時はぐみを取り浜に行き遊んでたの
是に依りて察するに彼は海辺の生れと見ゆ
問 こ、に来るまでは
答 お獅子の所に居たの
問 お獅子の所に居て何をしていたの
答 雨が降ると家で稽古をし、お天気なれば出るの、毎日毎日、はたかれてばつかりしていた
問 おとつさんの名は
答 ほんとうのおとつさんは前橋にいる、めくりばつかりしているの死んだおとつさんはほんとうのおとつさんでない祭文読なの

彼は父の名だに知らずその話に依て察するに実父は博徒にて他に貴受られたるも其貴受けたる父が死亡して獅子屋に売られたるものと思はる

- 問 おつかさんは
答 おつかさんは二人で二人とも死だ□
□○○と云ふのは小さい姉さん、これはほんとうのおとつさんの子で兄さんも二人ある一人は兵隊に一人はめくりをして居る

二人の父二人の母と云へるは前に記したる如く貧窮の故か又は他の事情に依りて他家に貴受られたれはなり何にしろ貴はれざる内も貴受られたる後も親子流離常に悲惨の状態に在りしを察するに足るべし

- 問 お獅子の所にはいくつの年きたか
答 去年の暑い頃きたの死んだおとつさんの所にいけば魚やお菓子やお玩具

- があつていたづらが（遊ぶの意味なり）できるのにおし、の所ではいたづらができる
- 問 お獅子の所には誰が連れて来たの
答 お獅子の親方わたしの桜の花の付た帽子や蓑口や手拭は親方がなくした
- 問 東京へ来ては何処にいたの
答 深川の宿屋にいた
- 問 御獅子の所では何をたべてたの
答 毎日々御汁ばつかり
- 問 稽古は何をする
答 蟹の横這、風車、亀子、の芸を
- 問 稽古する時分には親方はどうするか
答 稽古してから御飯をたべる少しわるい事をすると朝の御飯も昼の御飯も晩の御飯も食べずに稽古するのわるいことをすると手と足とを縛りて夜る寝る時迄上の方へつるしておく尻をまくつて打つたり頭打つたりされるので頭は瘤だらけ
- 問 稽古する時分は随分つらいの
答 稽古する時分に少しでも出来ないと尻を打たれるの棒で打たれるので尻がひりひりする頭は拳固で打つの縛る繩がある出先でたくさんの稼ぎができるないと若い親方が笛や烟管をぶつける
- 問 一日どの位の稼をするか
答 一日拾銭ばかり貰てくれば打たれない
- 問 親方の所には何人居る
答 三人なの
- 問 生れは
答 生れは前橋で親方の家は新潟の月形といふ所
- 問 親方の所へ帰るつもりか
答 もう御獅子の所はいや打たれてばつかりいるから
- 問 御獅子の所では御菓子などでも貰ふことがあるかい
答 ないのこんだ警察から来るとき車に

乗たばかり

問 ここはよい所と思ふか
答 よい所だよ

問 一日あるくとくたびれるだろうね
答 夕方にはびつこひくの
角兵衛獅子の親方なる者が斯る幼児を取扱ふ事の残酷なる事斯の如し彼等は乞丐をなさしめむが為めに人の子を残虐するものなり吾等は曾て二名の少角兵衛の來りし時彼を招きて少許の錢を与へて彼等親方との関係を糺したる事ありし其答も粗ほ此小児の答と同じかりし又其二児ともに窮児にて売られたるものなりしこの話には一日40銭は親方に出し其以上なる時は少しの小遣をも貰へると云ひたりし此点は右の幼児とは異れり斯る残酷なる事態の社会に存在を許すは忍びざる事にあらずや

<17号 1902 (明治35). 7>

事例8

放逐せられたる少女 巧に山村僻地を徘徊して質樸なる田舎生活を為せる少女を誘拐し、之れを埼玉地方の機屋又は紡績工場に入れて奇利を貪れる彼の悪むべき奸徒の餌となり、あたら婦人の一生を誤まるのみならず、虐待せられたる果ては不治の病症又は不具廢疾に陥りしもの、尠ながらざる事は時々新聞紙上に散見する所なるが、茲に或る機屋より放逐せられ東京に迷ひ来て遂に路頭に病倒したる憐れなる少女の身の上に就き、彼が今日の悲境に到りたる顛末を記して聊か世間父兄たるもの、注意を惹起すべし、本年1月7日下谷区役所より行旅病人として送付せられたる者に□□○○○と云へるあり、年は本年16歳にて父を○(○太郎か又は○五郎と呼びしなるべし)母を○○○と呼べり、父には3歳の時母には5歳のとき死別れ、之より姉○○の許に引取られ暫時鞠育されしが、家の貧しきより7才の時隣村なる某家に子守奉公に遣はされ、暑さ寒さの辛さも茲に幾星霜を経て

15歳の春とはなりぬ、時に機屋の主人といへるものが其村に来りて戸々をおとづれ、女工募集にとりかゝりしが、其の時の話には機屋に来れば髪も美しく結ばせ着物も始終新しきものを着せ、毎日風呂にも入る事が出来、東京も折々見物させ食物は勿論不自由させまじ、こんな山家に住むよりは遙か勝さりて面白くもあり又樂しき事も多からんとて言葉巧みに説き勧められたるを、姉も○○○も誠の事なりと信じ、別けて姉は変りし所を見るだけも幸なるにまして機織の業を覚えなばこれにましたる仕合はあるまじと妹を勧めたるにより○○○も其言に従ひ三年間参円の身の代にて他の11人の小女と共に伴はれて埼玉地方に來たり、こゝにて別れ別れとなり或は機屋に或は紡績に夫々奉公棲みの身となれり、○○○は當時13歳になれる○○といへる小女と共に五郎と云へる機屋に売られたり、扱て身のおさまりも付たれば一度国元へ音信せんとせしに、主人はこれを許さず村の名も郡の名も一切教えくれず、朝の5時より夜の11時乃至12時迄は寸暇もなく追ひ使はれ、戸外に出する事さへかなはず、食事は麦八分米二分とも云ふべき極粗悪のものに朝は汁一椀昼と夕とは漬物四五切の他与えられず、肴は昨年5月より12月迄に二回食したるのみなり、休日といへるは月一回しかも夕食後腰を休むるのみにて、動ともすれば殴つ蹴る捩る杯あまりの苛虐に堪え兼ねたるまゝ、或る朝他の三名のものと窃に裏口より逃走したりしに忽ち追跡せられて捕はれたり、此の時主人の怒は殊に甚しく四名とも朝の6時より夜の9時迄裸体になして、殴つやら蹴るやら如何に泣き叫びて哀れみを乞ふも少しも苛責の手を緩めず9時頃漸くにして袖なし襦袢一枚と前をかくすべき下帯とを与へられたるまま其の夜は寝床に入る事かなはず土間の隅に蹲踞まりて泣き明したり、かゝる苛虐の下に迫使はれたれば身体次第に衰弱して終に病氣と

なり起臥も自由ならざるに到りしかば主人は最早物の用に立たざる事を覚知し毫錢の小遣をも与へずして何れえなりとも勝手に行けよと放逐せられたる次第なりと機屋が奉公人を酷待することは隨分其の例に乏しからず悪ましき極めなれど、人の幼女を誘拐して奇利を貪るの徒に到ては尚一層悪まざるべからず、動物虐待禁止を唱導せる今日かゝる事のありては嘆しき事ならずや。

<47号 1905(明治38). 1>

事例9

薄命なる幼女 去る5月28日本郷区より準行旅病人として送致せられたるものに□□□某(12年)と云へる幼女あり、今ま彼が其身の上に就て自ら語れるまゝを記さん

私は群馬県多野郡美九里村の生れです、実のお父さんとお母さんとは顔も見知らぬのであります、尤もお父さんの死去たのは私の三ツの時だそうです、私は幼少時から□□□○(○次郎なるや○蔵なるやはつきり知らずと云へり)と云ふものに養はれたのです、この○と云ふ養父さんは博奕打ちで毎日毎日博奕打をして居たのです、養母は私の4才の時死去しました、8才の時から小林と云ふ家に子守奉公に遣られ四年の間辛抱しました、今年の春家へ帰へされました、そうするとお父さんは私を女郎屋に売るとて私を連れて東京に来て、吉原の或女郎屋に相談をしました所、先方ではまだ子供で役に立たぬから断ると言はれました、そこで今度は桂庵の所に参つて売口を求めるましたが然しこれも纏まりませんでした、お父さんは私を持て余したるものと見え終に上野の公園で私を棄て、行衛知れずになりました、私は仕方がないから泣き泣き警察へ参りまして今迄の御話をどうぞ救て下さいと泣きつきま

した、丁度そこに来た人がありまして私が世話ををしてやるからとて巡査さんに話して私を連れて家に帰り、其人の手で赤坂一ツ木の或る商店に奉公にやらされました、然しそこが余り厳しいものですから終にそこを抜け出しましたが、何処とて行先もありませんから再び巡査さんの御厄介になりました云々。

孰づれ本院の収容者は男女老幼を問はず憐れの身の上ならざるはなけれども、斯くも酷薄無情なる養父の手に育ちて終には棄てられたるなど一層悲惨の事にあらずや。

< 64 号 1906 (明治39). 6 >

事例10

憐れなる幼女（其2）去る10月30日同じく北豊島郡南千住町役場より準行旅病人として送致せられたるものに□□○○と云へる11才の幼女あり、生れは宮城県登米郡新田村との事なるが、父にはいと幼き頃死別したりとて其名を知らず、母は○○○と呼び、兄○○と云へる者と農の小作を為し傍ら日雇を稼ぎて辛くも其日をごしたり、姉○○○と云へるは已に他に嫁して家の手助にはならず、次姉○○○は15歳なれど東京近在の機屋に奉公中なりと云へり、扱て彼は如何にして収容せられる、に至りしかと言ふに、二三年来打続きての不作に母の膝下に鞠育さる、こともかなはずなり、桂庵の手に依りて埼玉県下の或る機屋に僅の身の代にて売られ、爾來糸かへしを為し居りしが手馴れぬ所より糸の切る、こと屢々あり、其の都度頭を打たれ時としては厳しき折檻をも受くるより、終に其の苛責に堪え兼ね或る夜潛かに主家を抜け出で、我が故郷に帰へらんとせしも身に一銭の金もなく、況して方角さへ弁まへざるより其處此處と餓を忍びつ、彷徨し、終に南千住町の往来に泣きすくみ居たりしを警吏に認められ、夫々手続を経て終に本院に収容せらる、に至りしなりと。

< 70 号 1906 (明治39). 12 >

事例11

憐れなる二幼児 3月5日芝区より準行旅病人として送致せられたるものに□□某と呼べる12才の少年あり、彼は山形県西村山郡左沢の産にして、父を□□○○母を○○○と呼べり、両親は農に従事し居るも家計頗る貧しきが為め本人は学校へ通ふ事もならず、子供ながらも農の手助を為し居りしに、本年2月地方を徘徊する悪桂庵の同地に来たるありて、盛に東京地方の繁栄を説き子供の田舎にくすぶれ居らんよりは寧ろ東京にて奉公するの有利なるを其の父兄に説き廻りしより、彼の両親も終に其の甘言に乗せられて可愛や一人の息子を僅ばかりの金に換えて悪桂庵の手に渡せり、彼の悪むべき桂庵は終に12才より16才迄の兒女13人を誘拐同様に連れ出だし、府下荏原郡大森町に來りて先づ右の□□を同地の或る荒物店に5円の約定金を取りて奉公せしめ、他の兒女は同地の或る茶屋に売込みたりと、然るに彼は田舎育と云ひ言語の鄙び居りて商店には不向きなるより、主人は無情にも一銭の小遣錢をも与へずして彼れを放逐せり、彼れは泣く々々鐵道線路をたどりて芝に來り新橋停車場附近を徘徊し居たるを警吏に認められ送院せらる、に至りたるものなり、由來奸惡なる桂庵が各地方に出没し、朴直なる田舎漢を欺き兒女を誘拐するは悪むべき極みなれど、父兄たるものも亦異々注意を払ふべきをなり。

< 73 号 1907 (明治40). 3 >

事例12

憐なる迷児 10月7日下谷区役所より迷児として送致せられたるものに○○○と云へる8歳の迷児あり、左に彼が語れる儘の身の上を記るさん。

お父さんは六ッの時死んだのです。

お母さんは私の七ッの時○○と○○の

二人を連れて逃げていつてしまひました。

私は浦和から東京へ連れてこられて鮓屋へ奉公にやらされたのです。

鮓屋のお叔父さんはこわいのよ腕が太くて、にらめるのよ。お叔母さんは御膳をたべるときチヨロチヨロと怖い顔をして睨めるの、小さいお茶碗で二杯ほか食べさせてくれないの、三杯食べやうとすれば腹がくだると云ふて叱られるの、こゝでは御膳がいくらでも食べられるのそれだからうれしいの。

お叔父さんとお叔母さんはほんとうに怖いの煙管でぶたれたり木に縛られることがある。

お母さんはどうして私だけ置いて逃げて行たのだらう。

無邪気なる彼のが黄なる唇より吐き出だせる一言一句如何に悲哀の声には非らずや。

<80号 1907 (明治40). 10 >